

議案第 5 1 号

北本市こども医療費の支給に関する条例及び北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市こども医療費の支給に関する条例及び北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 2 6 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市こども医療費の支給に関する条例及び北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

(北本市こども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市こども医療費の支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「登録」を「登録等」に改め、同条第 3 項中「保険医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び」を「対象となるこどもであることの確認を受けるとともに」に改める。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 5 8 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号カ及び同項第 7 号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改める。

第 7 条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条中「被保険者証、組合員証又は加入者証の提出」を「被保険者等及び被扶養者であ

ることの確認を受ける」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。